

○拓殖大学研究倫理審査委員会規程

平成 28 年 2 月 22 日

規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」第 10 条に基づき、拓殖大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定める。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、人を対象とする研究に関し、本学の研究者（本学で研究活動に従事する者を含む。）から提出された研究計画等を拓殖大学研究倫理ガイドラインに則り、科学的及び社会的規範、法令等に従い適切な方法で遂行されるかの観点から審査する。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
 - (2) 学部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 学務部長
 - (5) その他、研究計画に応じて学長が必要と認めた者
- 2 前項の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 5 号の委員の任期は当該年度とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副学長（研究担当）をもって、これに充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が出席できないときは、委員長が指名する委員が議長の職務を代行する。

(審査)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、審査は委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

- 2 委員長は、必要に応じて申請者を委員会に出席させ、研究計画の内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員が研究計画の審査を申請した場合は、その審査に加わることはできない。
- 4 委員は、委員会で知ることができた内容を他に漏らしてはならない。

(申請)

第 6 条 研究計画の審査を申請する者は、研究倫理審査申請書を委員長に提出する。

(審査結果)

第 7 条 委員長は、委員会での審査を行った後、学長及び所属組織の長の承認を得て、研究計画の審査結果を書面により、申請者に通知する。

- 2 審査結果に異議のある場合は、申請者は書面により委員長に再審査を申請することができる。

(再審査)

第8条 委員長は、前条第2項により再審査の申請があった場合には、学長及び所属組織の長の承認を得て、委員会で再審査し、再審査結果を書面により、申請者に通知する。

(研究計画の変更)

第9条 研究責任者は、研究計画を変更しようとするときは、研究計画変更申請書を委員長に提出する。

2 委員長は、迅速に審査を行い、学長及び所属組織の長の承認を得て、審査結果を書面により、申請者に通知する。

(研究終了の報告)

第10条 研究責任者は、研究を終了したとき（中止の場合を含む。）は、速やかに委員長に報告する。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学務部学長事務室が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。